

資料提供			
令和8年5月29日			
担当課 連絡先	所属	連絡先	備考
	地域福祉課 指導監査室	30-8203 (内線 7420)	処分に関する こと
	長寿社会課	30-8211 (内線 7431)	返還金に関する こと

指定通所介護事業所の処分について

本市が実施しました指定通所介護事業所（モアスマイル富安）に対する監査において、介護給付費の不正請求（個別機能訓練加算における居宅訪問実施等の要件不備）が明らかとなりました。

このため、同事業所に対して令和8年5月29日に次の通り行政処分を行いましたので、次のとおり報告します。

1 事業者及び事業所概要

事業者 (法人)	名称	カンクリエイティブ株式会社 (鳥取市富安二丁目16番地4)
	代表者役員	代表取締役 ^{かんぎょうひ} 韓 暁 非
事業所	名称	モアスマイル富安 (鳥取市富安二丁目16番地4)
	事業種別	通所介護、第1号通所事業 (鳥取市通所介護相当サービス)

2 行政処分の内容

- (1) 指定通所介護事業所（第1号通所介護事業所を含む。）の一部効力停止
- ア 新規利用者受入れ停止及び介護報酬請求7割の制限
 - イ 処分期間：9か月（令和8年6月1日から令和9年2月28日まで）

3 一部効力停止処分が相当と判断する理由等

- (1) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号）
- ア 個別機能訓練加算について、以下の要件を満たしていないにもかかわらず、令和6年1月から令和7年12月にわたり常態的に不正請求を行った。
 - (ア) 機能訓練指導員等が、個別機能訓練計画作成時及びその後3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問する必要があるが、訪問したことを確認できなかった。
 - (イ) 個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）を算定する際の人員配置として必要な、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等の配置がなされていなかった。
 - イ 不正なサービス提供記録を元に違法な請求を行った。
 - 少なくとも令和6年9月以降、利用者1名分の介護給付費の不正請求を行っていた。
 - ウ 不正受領額【概算】
 - 約788万円（鳥取市約731万円、岩美町約41万円、八頭町約14万円、若桜町約2万円）
- (2) その他法令違反（介護保険法第115条の45の9第7号）
- 第1号通所事業と一体的に運営する指定通所介護事業において、不正請求が行われた。

4 経済上の措置

- (1) 不正に請求し受領していた介護給付費を返還させる。（各市町の保険者が対応）
- ※介護保険法第22条第3項の規定による当該返還金額に100分の40を乗じて得た額を加える。
- (2) 令和8年6月から令和9年2月分までの報酬請求額の上限を7割に制限する。